

令和4年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時：令和4年12月7日（水）午前9時30分～午前10時36分

○場 所：議場

委員の出欠状況（出席＝○ 欠席＝×）					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	貝木 幸男	副委員長	○	金子 康法
委員	○	石川 浩	委員	○	五戸 豊弘
委員	○	石田 陽一	委員	○	小谷野 晴夫
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
産業振興部長	栃本 邦憲	建設水道部長	保 沢 明
農政課長	伊 澤 仁一	農業委員会事務局長	坂 田 一也
建設課長	濱 野 岳仁	区画整理課長	古 橋 栄一
下水道課長	近 藤 善美		

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	五月女 治	議事課長	篠 崎 正代

○議員傍聴者 坂倉司議員、鈴木一司議員、村尾光子議員

○一般傍聴者 なし

1. 開 会

2. あいさつ 貝木幸男 委員長

3. 概要録署名委員 五戸豊弘 委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

議案第50号 令和4年度下野市一般会計補正予算（第5号）【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

17款2項4目 農林水産業費県補助金

- 石田委員：国有農地等管理処分事業事務取扱交付金について、歳出では国有農地管理事業となっており、名称が異なる。その理由と対象の箇所、面積を伺う。
- 農業委員会事務局長：歳入については、国有農地等管理処分事業事務取扱交付金要領に基づき交付金の名称としている。歳出は事業名であり、国有財産管理事務取扱交付金、国有財産売払事務取扱交付金、農地等売払事務取扱交付金等が含まれている。国有農地の状況については、現在、12筆あり、7,680平方メートルとなっている。このうち1筆は、維持管理等が必要であり、除草作業等をシルバー人材センターに委託し、管理しているところである。
- 石田委員：国有農地の場所を伺う。
- 農業委員会事務局長：本吉田に5筆、下古山に2筆、その他、絹板、下大領・中大領等、合わせて12筆である。
- 石田委員：国有農地の場所について、後ほど地図で示してほしい。
- 農業委員会事務局長：地図でお示しさせていただく。河川の中や、農地とは言い難い状況の場所が多い。農地として借り手がないため、国が管理をしており、ほとんど遊休農地化している。
- 石田委員：後ほど、現況写真等により確認をさせていただきたい。

[歳出]

6款1項3目 農業振興費

- 小谷野委員：新規就農者育成総合対策事業について、内容を伺う。
- 農政課長：今年度から始まった事業で、機械購入や施設整備に際し、限度額1,000万円を補助するものである。そのうち2分の1を国が補助し、4分の1を県が補助、4分の1を当該農業者の借り入れにより運用する事業である。4月に2名の応募があったが、ポイント制ということもあり、1名が落ちてしまった。再募集にあたり、その方を再申請したところ採択となった。きゅうり栽培に力を入れており、機械購入における補助の対象となったものである。
- 小谷野委員：市独自での新規就農者の支援については、今後どのように考えているか。
- 農政課長：今後、新規就農者をいかに増やしていくかということが大きな課題

と認識している。市単独で、新規就農者や指導者の支援を行いながら、農業者を増やすための取組が必要であることから、制度の精査等を行い、新年度の予算計上に向け段取りをしているところである。

6款1項5目 農地費

- 石田委員：土地改良区管理農業水利施設電気料高騰対策支援金の支払先について伺う。
- 農政課長：支出先は各土地改良区である。県で創設した制度に併せ、土地改良区における今年4月から10月までの電気料高騰分について、市で4分の1の支援を行い、土地改良区の負担軽減を図るものである。
- 石田委員：各土地改良区の地域の井戸の電気代ということか。
- 農政課長：各土地改良区で管理している用水機や堰に係る電気代である。

- 石川浩委員：井戸水を使用する個別の農家は、支援金の対象となるか。
- 農政課長：補助の対象は、国営・県営の土地改良事業や土地改良区が管理する施設であり、個人所有の井戸は対象外となる。
- 石川浩委員：地下水を利用する個別の農業者が補助を希望する場合、相談を受けてもらうことは可能か。
- 農政課長：今回の補正案件は、土地改良区に係るものであり、個別の農業者については、継続支援金での対応をお願いしたい。

8款2項1目 道路維持費

- 石川浩委員：道路構造物長寿命化事業における3,200万円の減額は、国庫補助額の確定によるとの説明であるが、予定額より減額されたということか。
- 建設課長：予算内で事業を執行した残額を減額するものである。

- 小谷野委員：道維持管理事業の光熱水費について、内容を伺う。
- 建設課長：JR駅のエレベーターや街路灯、管理施設の電気料高騰に対応するものである。
- 小谷野委員：アンダーの水中ポンプ等の電気料も含まれるのか。
- 建設課長：お見込みのとおりである。昨年の1.5倍の経費を見込んでいる。

8款2項2目 道路橋梁新設改良費

- 石川浩委員：仁良川地区道路整備事業について、3,000万円増額の理由を伺う。
- 区画整理課長：国・県の補助金が予定より多かったため、先行して新たな道路整備を行うものである。

- 石田委員：市道 2－7 号線の補償費について、該当する箇所を伺う。
- 建設課長：令和 4 年度の交付金事業の対象である地権者が、移転先の選定に時間を要しており、年度内の執行が難しくなったため、他の地権者の用地買収に切り替えて実施することになった。それに伴う土地購入費や補償費の不足額を補正するものである。古山小学校前の東西の通りのカーブ周辺である。

- 石田委員：仁良川地区道路整備事業の市道 8267 号線の道路築造について、補正額が大きい、緊急性があるものなのか。
- 区画整理課長：市道 8267 号線は、区画整理地内東側の地区境の道路である。地区境を移転先とする地権者の宅地造成を行うにあたり、市道との高低差があるため擁壁工事が必要となり補正するものである。

8 款 4 項 3 目 下水道費

- 石田委員：下水道事業会計負担金の内容を伺う。
- 下水道課長：人事異動に伴い、職員構成が変更になったことによる人件費の補正である。

- 五戸委員：農業経営支援事業継続支援金について、申請件数を伺う。
- 農政課長：申請件数は、昨日時点で 255 件である。
- 五戸委員：支援金については、一般の農業者でも知らない方がいると思うので、力を入れて周知してほしい。
- 農政課長：一般の農業者に対し周知が行き届いていないため、今後、広報紙等で再周知していきたい。加えて、各地区環境保全会の協力をいただき、全農家にチラシ配付による周知を図るため、準備を進めているところである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第53号 令和 4 年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業
特別会計補正予算（第 2 号）

《質疑・意見》

[歳出]

1 款 1 項 1 目 土地区画整理事業費

- 石田委員：1,000 万円の増額補正の理由を伺う。
- 区画整理課長：内訳として、ひとつは、ファミリーマート東側の道路整備で、管工事に伴い道路が通行止めとなるため、西側の計画道路の路盤工事を行い、

車の通行を妨げないよう整備を進めるものである。また、山林伐採工事が予定より早く終了した箇所について、物件の移転に伴う迂回路の整備工事を先行するための補正である。

- 小谷野委員：仁良川土地区画整理事業の工期が延びるということだが、いつ頃まで延長される見込みなのか。また、主要道路の開通予定を伺う。
- 区画整理課長：仁良川地区土地区画整理事業は、令和6年3月31日までを事業期間として設定している。県と事業の延長を含め協議を行い、事業期間について令和11年3月31日まで5年間延長することとし、今年度中に申請を行う予定である。通行止めの路線から西側は、令和5年度中に道路整備工事を進め、令和6年度に通行止め付近の信号機設置等を含めた道路改良工事を行い、令和7～8年度にかけ、東側の栃木二宮線を整備していく計画である。栃木二宮線の整備については、令和8年度を目途に行い、通行止めの解除は令和7年度を予定している。
- 小谷野委員：西坪山工業団地に抜ける主要道路については、地元の方から、開通時期についての問い合わせが多い。執行部からは、雨水管等の敷設後に道路整備をすとの説明を受けているが、開通時期を示してほしい。
- 区画整理課長：管工事は、令和7年度を完了予定としており、その後、舗装等を行うため、令和8年度くらいの開通見込みである。
- 小谷野委員：4年後ではなく、先行して進めることはできないのか。
- 区画整理課長：管工事は、令和6年度頃に着工し、令和7年度が完了予定である。その後、道路整備を進めるにあたっては、信号機の設置等についても県と協議が必要となり、協議期間等を含めるとそのくらいの時期になってしまう。

- 石川浩委員：仁良川地区土地区画整理事業における特別会計予算と一般会計予算は、どのような関係なのか伺う。
- 区画整理課長：区画整理事業の財源は、一般会計から特別会計への繰入金と、特別会計の2つである。今回、一般会計予算の補正では、繰入金で整備する箇所の予算を計上している。
- 石川浩委員：特別会計では、繰入金で136万円を減額し、一般会計では仁良川地区道路整備事業で3,040万円の増額である。両方とも特別会計に入るといふことか。
- 区画整理課長：国・県補助金が予定額より増額の場合、一般会計から特別会計への繰入金が少ないため、136万円はそれに伴う減額である。特別会計と一般会計の区分としては、特別会計予算で、県道や区画道路等の主要な道路整備に対応し、その他、生活道路等の整備や移転費用は、一般会計予算により適用している。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第54号 令和4年度下野市下水道事業会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第60号 下野市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び下野市農業集落排水施設条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 石田委員：受益者負担金について、石橋市街化調整区域は40万円、石橋南部・北部は36万5,000円、国分寺市街化調整区域は60万円と差が大きいが、算定基準を伺う。
- 下水道課長：下水道工事に係る整備費等を算出し、地区の世帯数で除した額に負担率を勘案し、設定したものである。
- 石田委員：柴南地区も国分寺市街化調整区域負担区となるのか。
- 下水道課長：お見込みのとおりである。
- 石田委員：農業集落排水事業を行った当時、受益者負担金はなかったのか。
- 下水道課長：柴南地区については、農業集落排水施設条例において加入金を60万円と設定している。
- 石田委員：農業集落排水事業の際に60万円の負担金を支払っている場合、重複して支払うものではないということで理解した。下水道使用料も同じなのか。
- 下水道課長：下水道使用料は市内統一であり、変更はない。今回、柴南地区については、農業集落排水から公共下水道に接続することになるが、これに伴う負担金の発生や変更もない。

- 小谷野委員：柴南地区が公共下水道に接続されると、農業集落排水は残り7地区となる。計画では、古い順から公共下水道に接続していくとのことであるが、全体の年次計画はどのようなになっているのか。
- 下水道課長：接続計画について、今年度、柴南地区を接続し、来年度は、柴南東部の工事を予定している。その後、姿川西部を令和7～8年度、上台を令和

9～10年度とし、現在計画している4地区については、令和10年度までに順次進めていく予定である。この4地区については、県と協議等が終了しており、県の流域に接続可能との了承をいただいている。また、県では流域下水処理場の建設を進めていることから、残り4地区については、今後、県と流入水量等を含め協議を進めていく予定である。現時点で、残り4地区の計画は未定となっている。

- 石田委員：例として、柴南地区で都市計画法第34条11号による新築をする場合、60万円の受益者負担金の支払いにより、管路整備を市で行ってもらえるのか。
- 建設水道部長：柴南地区内で管路が入っている部分については、管路から宅枡を取り出して接続できるが、本管がない部分については、起業側が開発をとり、本管まで管路整備を行い、その後、市に帰属となる。
- 石田委員：市での管路整備は行わず、個人負担ということであるが、都市計画法第34条11号に該当する地域には、下水道が布設されているのか。
- 建設水道部長：農業集落排水や特定環境保全公共下水道地区については、面的に下水道を捉えているのではなく、各家庭ピンポイントで受益地を捉えているため、全ての地域を下水道が網羅しているわけではない。
- 石田委員：都市計画法第34条11号による制度が施行された場合には、下水道完備において個人負担が発生するほか、受益者負担金がかかると理解した。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第64号 石橋地区都市農村交流施設における指定管理者の指定について

《質疑・意見》 なし

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

なし

(2) その他

なし

5. その他
なし

閉 会